

改正	平成19年11月10日	平成22年4月1日
	平成28年1月19日	平成28年4月1日
	令和4年11月30日	令和5年3月25日

（目的）

第1条 東北医科薬科大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、東北医科薬科大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、大学運営会議規程第8条の規定に基づき、大学運営会議の下に設置するものとする。

（所管事項）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- （1）規準第13条に定める本学の責務に関する事項
- （2）規準の運用、解釈に関する事項
- （3）規準の改廃に関する事項
- （4）公的研究費にかかる不正防止計画の策定・実施に関する事項
- （5）研究倫理に関する学長の諮問事項
- （6）その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者等に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、規準第13条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。

4 委員会は、研究者等の重大な規準違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

6 委員会は、第1項に規定する審議結果について、大学運営会議に上申するものとする。

（構成）

第3条 委員会は、次の者で構成し、学長が委嘱する。

- （1）東北医科薬科大学倫理審査委員会委員長
- （2）遺伝子組換え実験安全委員会委員長
- （3）実験動物委員会委員長
- （4）放射線安全委員会委員長
- （5）薬学部・大学院薬学研究科の教授から2名
- （6）医学部・大学院医学研究科の教授から2名
- （7）教養教育センターの教授、准教授または講師から2名
- （8）東北医科薬科大学病院 病院長
- （9）東北医科薬科大学若林病院 病院長
- （10）事務局長および事務局次長

2 学長は、必要に応じ委員会に出席するものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、前条に定める委員から学長が委嘱する。

（任期）

第5条 第3条の各号に定める委員の任期は2年とし、委員の再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、学長は後任の委員を指名する。この場合、後任の委員の任期は前任

者の在任期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

3 前項にかかわらず、第2条第4項に規定する「重大な基準違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を設置することができる。

2 規準第10条に定める行為については、別に定める規程によるものとする。

(相談員)

第9条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、委員会委員、及び学長が委嘱する委員会委員以外の教員若干名をもって充てる。

3 委員以外の相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 相談員は、自己と利害関係を持つ事案に関与してはならない。

5 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

6 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要であると判断した場合は委員会を開催するものとする。

7 相談員は、委員会に出席して意見を述べるることができる。

(守秘義務)

第10条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、企画部研究支援課が行う。

(その他)

第12条 委員会は、第9条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

附 則(平成19年11月10日)

この規程は、平成19年11月10日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月19日)

この規程は、平成28年1月19日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月30日)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第3条第1項第6号に規定する「大学院医学研究科の教授」については、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月25日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。